

(4) 岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱の改正について

平成26年5月26日に岐阜県動物愛護ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）が設立した。ネットワーク会議は県内で活動するボランティア団体又は個人を広く募集しており、岐阜県内各圏域（西濃、岐阜、中濃、東濃、恵那）に会員を持つ。また、岐阜県動物愛護推進協議会と同じ目的を持つ団体であることから、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体としてふさわしい動物愛護団体と考えられる。

ネットワーク会議の趣意と目的（岐阜県動物愛護ネットワーク会議規約より）

（趣意）ネットワーク会議は動物愛護活動に関係する個人又は団体が互いに連携し合うことを通じて、災害時の動物救援にかかる非営利活動の推進を図り、営利を目的とせず動物愛護活動を行うボランティアの連絡会議である。

（目的）災害時の被災動物救援活動体制を確立すること、ならびに人と動物が共生できる社会づくりを目的とする。

平成26年4月に岐阜県動物愛護センターを開設し、動物愛護に関する拠点施設としての役割を担うことから、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体に追加する。

岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関する事
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関する事
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する事
- 四 災害時の動物救援に関する事
- 五 県の動物愛護行政のあり方に関する事

（協議会の構成等）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成し、その団体の代表者等を協議会委員とする。

- 2 協議会に会長を置き、委員の中から岐阜県健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）が指名する。

- 3 会長は、協議会の会議を主宰をする。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ健康福祉部長の指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、健康福祉部長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 健康福祉部長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、岐阜県健康福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月22日から施行する。
- 2 第3条第5項の規定にかかわらず、平成15年度に就任した委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

公益社団法人岐阜県獣医師会
岐阜大学応用生物科学部
岐阜市保健所生活衛生課
岐阜県動物愛護ネットワーク会議
岐阜県動物愛護センター